

科学研究費若手研究
「旧権威主義地方の全国民主制への統合
——アメリカ合衆国深南部州における政党制度の変容」

研究代表者：平 松 彩 子

本プロジェクトは、1965年投票権法成立後のアメリカ合衆国深南部地域における民主党制度の改革過程を、連邦政府あるいは中央の政党幹部による地方介入と、これに対する地方政治家の反応という観点から明らかにしようとするものである。深南部と呼ばれるルイジアナからサウスカロライナにかけての地域では、ニューディール以後1960年代半ばまで、人種隔離制度を維持するために連邦からの介入を受けることを回避し続けようと試みた。しかし投票権法成立により、黒人の投票権の行使を連邦司法省が支援することが定められると、以前のような不介入原則は成立しなくなった。本プロジェクトは深南部州の中でもアラバマ、ジョージア、サウスカロライナの三州に焦点をあて、政党の制度変容の過程を明らかにする。アメリカ政治のみならず、他国の民主化あるいは体制移行について比較政治学の議論にも寄与する知見を得ることが期待できる。

2021年度には、連邦司法省が1965年から68年にかけて有権者登録人を派遣した郡を明らかにし、派遣されなかった郡との間にどのような差異が存在したのかを考察した。郡の認定にあたり、司法省は現地での社会秩序の崩壊の程度、あるいは暴力行為が生じる可能性を第一に考慮していたのであろうと考えられる。有権者登録人が派遣された郡においては、その後も人種隔離制度に固執する白人旧体制派の強い支持が長く続き、民主党制度改革と州知事選挙に影響を残した。

当初はこの年度には、史料調査および学会報告を目的として渡米する計画であったが、新型コロナウイルス感染症が引き続き猛威をふるったことにより実現しなかった。しかし同時にオンラインでデータや新聞記事を収集できたため、研究はある程度遜色なく遂行できたと考えたい。また研究代表者が9月にアメリカ太平洋地域研究センターに着任する以前のことにはなるが、6月上旬に予定され報告を予定していた政策史学会 (Policy History Conference) が開催中止となった。これは残念であったが、また他の機会を探すこととしたい。6月下旬の日本比較政治学会研究大会において「中央政府の地方介入と政党：連邦制国家の事例を中心に」と題する分科会を企画し、メキシコ、スペイン、イタリア、ロシアの事例報告に基づき討論に加わることができたのは、とても有意義であった。